

## 配当規制と繰延税金資産との関連に関する一考察

平川, 茂  
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/3000316>

---

出版情報：経済論究. 114, pp.57-67, 2002-11-26. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 配当規制と繰延税金資産との関連に関する一考察

平 川 茂

## 目次

1. はじめに
2. 繰延税金資産の資産性
  - 2.1 資産負債中心観
  - 2.2 収益費用中心観
  - 2.3 商法上の資産概念
  - 2.4 わが国における税効果会計の構造
3. わが国の配当規制
  - 3.1 商法第290条の配当規制
  - 3.2 商法以外の規制
4. 配当可能利益の限度額に対する繰延税金資産比率
  - 4.1 繰延税金資産の取扱い—回収可能性、および繰延税金負債との相殺消去—
  - 4.2 配当可能利益の限度額と繰延税金資産との関係
5. おわりに

## 1. はじめに

税効果会計とは、「企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点等の相違により、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益を課税標準とする税金(以下「法人税等」<sup>1)</sup>という)の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続」(企業会計審議会 [1998b] 第一)をいう。

これまでわが国の税効果会計に関する議論は、主として銀行における繰延税金資産が自己

資本比率に与える影響についてなされてきた。その主な理由は、税効果会計の適用が銀行における不良債権処理を促進したからである。つまり、税効果会計適用によって生じる繰延税金資産が自己資本を増加させることによって、規制が求める自己資本比率の水準を達成し、法人税等調整額が税金費用を減少させることによって、税引後損益を改善したからである(中田 [1999], 平川 [2002] を参照)。

この点、税効果会計を適用しても、当期もしくはは次期以降の税金費用のキャッシュ・アウトフローが減少するわけではない。したがって、税金費用の前払い効果の相当額を表す繰延税金資産を配当可能利益の計算に含めると、その分だけ配当可能利益が増加し、配当および役員賞与として企業外部に流出する現金<sup>2)</sup>が増えることにつながる。過大な配当や役員賞与は企業財務の健全性を損なうおそれがある。

また、わが国では安定配当の傾向、つまり前年度と同額、もしくは同業他社と同額の配当を行う傾向があった(諸井 [1984], 森脇編 [1992] を参照)。そして、安定配当の傾向は、近年においても継続している(全国証券取引所協議会 [2001] を参照)。そのため、過年度留保利益が少なく、配当可能利益が少ない企業であれば、当該金額を嵩上げするために繰延税金資産を濫用する危険性を否定できないであろう。

以上のような問題意識から、本稿では、配当

1) 本稿では以下、税金費用と示す。

2) 配当は原則現金でなされるが、株式によることも認められる(商法第293条の2, 同第218条)。

可能利益と繰延税金資産との関連に関する問題のうち、配当可能利益に占める繰延税金資産の割合について検討し、その上で配当可能利益を嵩上げするために繰延税金資産が用いられているか否かについて述べる。次に配当可能利益に占める期末配当額の割合について検討し、その上で繰延税金資産の計上によって嵩上げされた配当可能利益が期末配当を過大なものとしていないかについて述べる。

## 2. 繰延税金資産の資産性

### 2.1 資産負債中心観

資産負債中心観とは、利益を一期間における正味財産の増加分を基礎として計算しようとする考え方である (FASB [1976], par. 48)。資産負債中心観では、資産・負債の定義付けが重要であり、資産・負債の属性と変動を測定することが基本的プロセスとなるとされる (FASB [1976], par. 34)。資産負債中心観に基づけば、企業活動の目的は企業が保有する富を増大させることであり、企業が保有するストックの変動を把握することが企業活動の成果を把握するための唯一の証拠になるとされる (FASB [1976], par. 48)。

資産負債中心観のもとでの資産とは、企業の経済的資源 (FASB [1976], par. 100) であると定義される。ここで経済的資源とは、最終的に当該企業に純キャッシュ・インフローを生じさせるものをいう (FASB [1985], par. 28)。資産負債中心観に基づけば、資産は企業の経済的資源を表したものだけが該当すると考える。ゆえに資産負債中心観においては、経済的資源でないものは資産ではないとされる (FASB [1976], par. 97)。

資産負債中心観に基づくと考えられ、繰延税

金資産・負債の資産性・負債性を重視する税効果会計の方法を資産負債法という。資産負債法を用いた場合の繰延税金資産は、資産・負債の税務上の簿価と貸借対照表価額との差額に税率を乗じて算定される。こうして算定された繰延税金資産は、その回収可能性が毎期見直される。また税法や税率の改定がなされた場合にも、当該年度に繰延税金資産額を修正する必要がある。

資産負債法は、わが国をはじめ、米国 (FASB [1992], par. 11) や国際会計基準 (IASB [1996], par. 46) などで採用されている。その理由として企業会計審議会 [1998] は、税率変更等に応じて繰延税金資産の再評価が行われることによって、繰延税金資産の回収額をより適切に示すことを挙げている (第二部の二の3の(3))。

### 2.2 収益費用中心観

収益費用中心観とは、利益をある一期間に企業が稼得した成果としての収益と、それを稼得するために費やされた努力としての費用との差額として計算しようとする考え方である。収益費用中心観においては、収益・費用の測定、および収益・費用をいつ認識するかという認識時点の決定が重要とされる (FASB [1976], par. 39)。

収益費用中心観のもとでは収益・費用が支配的概念となる。収益費用中心観における資産は、利益測定プロセスの必要性によって規定される (FASB [1976], par. 42) のであって、資産概念に基づいて資産として認識されるのではないのである。

収益費用中心観に基づけば、収益と費用とを適切に対応させることによって当該期間の利益を算定することが重要視される (FASB [1976],

pars. 49-50)。ゆえに、収益費用中心観においては、期間利益を適切に測定するために繰延費用を資産項目に含める必要があるとされる (FASB [1976], par. 51)。つまり、収益費用中心観における資産には企業の経済的資源のみならず、ある種の繰延費用<sup>3)</sup>が含まれることになる (FASB [1976], pars. 38-42, 93)。

収益費用中心観に基づくと考えられ、税引前当期純利益と法人税等の対応を重視する税効果会計の方法を繰延法という。繰延法を用いた場合の繰延税金資産は、課税所得計算によって計算された課税所得と会計上の利益 (ただし課税所得 > 会計上の利益) との差額に税率を乗じて計算される。こうして算定された繰延税金資産は、その回収可能性の見直しはなされないし、税率や税法の改定がなされたとしても、繰延税金資産額の修正はなされない。

繰延法はAICPA [1967] が採用していた方法であった (par. 35) し、IASC [1979] も任意選択による適用可能な方法とされていた (par. 42)。しかし、現在では繰延法は国際的には主流の方法ではないとされる (企業会計審議会 [1997], 第二部二の3の(3)を参照)。

### 2.3 商法上の資産概念

商法上の資産概念は、費用繰延と財産権という2つの異質な要素の複合であると説明される (西山[1987], 113-114頁)。ここで費用繰延とは、既に支出された費用であり、その支出の効果が次期以降に及ぶと予想される場合に、その費用を当期の費用に負担させずに貸借対照表の資産の部に計上して次期以降の収益に負担させ

ること (西山 [1987], 113-115頁) をいい、財産権とは、金銭的に評価しうるものであって、取引の目的となる性質を有するものをいう (田中・安永 [1987], 55頁)。

このうち財産権について、繰延税金資産は取引の目的となる性質を有しておらず、換金性も有していない。よって、繰延税金資産は費用繰延の性質を有しているといえる。

商法上費用繰延の性質を有するものとして、繰延資産と前払費用がある。両者はある事業年度に支出された費用が次年度以降に繰り延べられ、かつその効果が将来におよぶという点で共通の性質を有する。しかし、繰延資産がその対価としての役務提供を既に受けているのに対し、前払費用は未だに役務の提供を受けていない点で異なる (西山 [1987], 206頁)。ゆえに商法は両者を区別し、繰延資産は貸借対照表の資産の部に繰延資産の項目を設け、そこに繰延資産ごとに区別して償却額を控除した残額を記載しなければならないとした (法務省 [1997] 第24条)。これに対し前払費用は、流動資産もしくは固定資産に属するものとした (同第13条)。これは、前払費用が役務の給付請求権を表す一種の債権としての性質を有することに着目したためとされている (西山 [1987], 206-207頁)。

商法上は費用性を有し、次期以降の事業年度の負担に帰すべき費用を当期に前払い、もしくは支出するような性質を有するものについては、比較的広く繰延勘定として貸借対照表上に計上しうるとされる。したがって、費用性を有し、次期以降の収益に対応すべき費用を前払したという性質を有するものについては、比較的広く繰延勘定となりうると考えられている (西山[1987], 201-205頁, 宮島[1988], 43頁)。

また、返還不可能な条件の前渡金、手付金等のように法律上確定した債務として支払った金

3) 繰延費用のうち、前払保険料や前払賃借料といった項目は、用益を受取る権利もしくは資源を利用する権利が伴っている。ゆえに、これら項目は企業の経済的資源を表すとされる (FASB [1976], par. 52)。

額であっても、費用収益対応の原則に基づいて前払い費用として前払費用として処理しているものが実務上存在する。ゆえに、このことが商法上問題ないとすれば、理論上の税額と実際に支払うべき税額との差額を前払税金として貸借対照表の資産の部に計上することは認められるとされる（宮島 [1988], 42-43頁）。

他にも、将来企業が十分な利益を上げた場合に課税所得を減少させる効果を有していること、税金費用の全部または一部が国もしくは地方公共団体から提供される用益の対価としての性質を有すると考えるならば、未だ対価を受けておらず、用益の受け入れが終了していない部分に対応する給付債権を示すこととなり、繰延資産よりも資産性を認めやすいとされる（弥永 [1999b], 56頁）。

さらに、計算書類規則の改正により税効果会計を強制し、貸借対照表の資産の部に繰延税金資産を計上することを強制したのは、間接的にその資産性を認めたものと解釈できるとの指摘もある（岸田 [1999], 38頁）。

なお、繰延税金資産の性質に関して、当期に実際に支出した費用を将来の収益に対応させるという前払費用とするにはその性格が異なる面があるとの指摘がある（神田 [1997], 12頁）。

## 2.4 わが国における税効果会計の構造

企業会計審議会 [1998] の三は、税効果会計の方法として資産負債法を採用している。これは資産負債法が繰延税金資産の回収可能性を每期確かめること、および税率変更の際には変更後の税率を用いて繰延税金資産を再計算することから繰延税金資産の回収可能性をより適切に示すため<sup>4)</sup>であるとされる（企業会計審議会 [1997] 第二部二の3の(4)）。このことは、わが国の税効果会計が資産負債中心観的思考に軸足

を置いていることを表すと考えてよいであろう。

しかし、税効果会計は税金費用の額を「適切に期間配分することを目的とする手続である」（企業会計審議会 [1998] の一）。ゆえに税効果会計は構造上収益費用中心観的思考が内在しているといえよう。

## 3. わが国の配当規制

### 3.1 商法第290条の配当規制<sup>5)</sup>

本節では貸借対照表面からの配当規制として、商法の貸借対照表における配当可能利益の限度額計算に関する規定について示すこととする。商法第290条1項は配当可能利益の算定について、開業費（第286条の2）、開発費および試験研究費（第286条の3）の3つの繰延資産（以下、特定繰延資産と称する）が貸借対照表上に存在しない場合と、特定繰延資産が存在する場合とに分けて規定している。

まず特定繰延資産がない場合について示す。この場合の配当可能利益の限度額は、貸借対照表上の純資産額から資本金および法定準備金の額を差し引いた額に11分の10を乗じた額である。11分の10を乗じるのは、当該決算期に係る利益処分額の10分の1以上を利益準備金として積み立てることが必要だからである（第290条1項、第288条）。なお、自己株式を保有している場合はその貸借対照表計上額（第290条第1項5

4) 実際には繰延税金資産の回収可能性について問題ありと考えられる事例がある。中田 [2000] は、自己資本に対して巨額の繰延税金資産を計上した銀行がその後倒産した事例を紹介している（50頁）。このことから、繰延税金資産の回収可能性についての判断の明確化、基準運用の厳格化が求められている（54頁）。

5) 2001年（平成13年）6月に、法定準備金の積立額に関する商法規定が改定された。本稿では2000年度の企業活動を分析しており、当該年度は先に示した商法改定前の規定に準拠することになる。

号)を、その他有価証券を時価評価することによって純資産額が増加した場合(以下、その他有価証券評価差額と称する)には当該増加額(同条第1項6号)を控除しなければならない。

なお、土地の再評価により貸借対照表上の純資産額が増加した場合の当該金額(以下、再評価差額金と称する)を配当可能利益の限度額計算に算入するか否かに関して、商法は特に明文規定を設けていない。これは、土地の再評価を実施できるのが2002年(平成14年)3月31日までである(土地の再評価に関する法律第5条)ためであると思われる。再評価差額金の取扱いについて、土地の再評価に関する法律は、再評価差額金を配当可能限度額計算から控除すると規定している(同第7条の2)。

特定繰延税金資産がない場合における、配当可能利益の限度額の計算式を示せば以下のようになり、配当可能利益の限度額は図表3-1のDの部分となる。

配当可能利益の限度額

$$= [\text{純資産額} - (\text{資本金} + \text{既積立法定準備金} + \text{自己株式の貸借対照表計上額} + \text{再評価差額金} + \text{その他有価証券評価差額})] \times 10/11 \text{ (崎田 [2001], 156頁に加筆した)}$$

次に、特定繰延資産がある場合を示す。この場合、貸借対照表の純資産額から資本金の額と特定繰延資産の額を差し引いた額が配当可能利益の限度額となる(第290条1項4号)。これは、特定繰延資産が資産として不確実なものと考えられており、その内容が不明確であると考えられていることによる。

この場合も、自己株式を保有している場合(第290条第1項5号)、その他有価証券評価差額により純資産が増加した場合には当該増加額(同

図表3-1 特定繰延資産が貸借対照表上存在しない場合の配当可能利益の限度額

資 産	負債
	資本金
	資本準備金
	利益準備金
	再評価差額金
	その他有価証券評価差額
	自己株式貸借対照表計上額
P	利益準備金当期積立予定額 $\Rightarrow \frac{1}{11}$ (Dの $\frac{1}{10}$ 以上)
	$D \Rightarrow \frac{10}{11}$ (配当可能利益の限度額の最高限度)

(注) P(貸借対照表上の利益)を1とすれば、利益準備金の積立予定額はPの11分の1以上でなければならないから、配当可能利益の限度額はPの11分の10となる(河本[1999], 547頁に加筆した)。

条第1項第6号)、および土地の再評価に際して生じる再評価差額金によって純資産額が増加した場合には当該増加額(土地の再評価に関する法律第7条の2)を控除しなければならない。

配当可能利益の限度額の計算式を示せば以下のようになり、図表3-2のDの部分配当可能利益の限度額となる。

配当可能利益の限度額

$$= \text{純資産額} - (\text{資本金} + \text{特定繰延資産の合計額} + \text{自己株式の貸借対照表計上額} + \text{再評価差額金} + \text{その他有価証券評価差額}) \text{ (崎田 [2001], 156頁に加筆した)}$$

なお、2001(平成13)年の商法改正により、法定準備金は資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の4分の1までであればよい(第288条、第289条の2)とされた。法定準備金が資本金の

図表 3-2 特定繰延資産がある場合の配当可能利益の限度額

資産	負債	P
	資本金	
	D	
特定繰延資産	(配当制限額)	$\frac{10}{11}$
	当期利益準備金積立予想額	
	自己株式貸借対照表計上額	$\frac{1}{11}$
	利益準備金	
	資本準備金	

(注) 11分の10に相当する金額が図表3-2のDより少ないときは、この少ない金額が配当可能利益の限度額となる(河本 [1999], 547頁に加筆した)。

4分の1を超過している場合、当該超過部分については株主総会の普通決議で減額し(289条2項)、配当可能利益に振替えることができるようになった。この改正によって、企業は法定準備金を取り崩して配当可能利益に繰り入れ、安定配当を維持することが考えられる。

### 3.2 商法以外の規制

前節では、貸借対照表面の配当規制として、商法上の配当可能利益の限度額計算の規定について示した。本節では、商法以外のその他の配当規制について示すこととする。これらの配当規制として、証券市場における規制と、経営者による自主的規制が挙げられる。

まず、証券市場における規制として、証券会社によって定められた自主的規制が挙げられる。これは、株式を引受る引受証券会社の株式引受部長会らによる取り決めである。内容は、株式の時価発行を行う際に一定額の配当を実施していることを求めるというものであった<sup>6)</sup>。また、企業が普通社債や転換社債を発行しようとする際にも、一定額の配当を実施していることを求めていた<sup>7)</sup>。これらの規制の趣旨は、一定

の条件を充たす企業に対してのみ株式や社債の発行を認めることで投資家の保護を図るというものであった(大和総研編 [1998], 319頁)。しかし、ディスクロージャーの強化によって投資家の保護を図ることへの方針転換(同)によって、これら一定額の配当の実施を求める規定は1996年に撤廃された。ゆえに現在では、時価発行増資や社債の発行に際して配当を基準とした規制は存在しない。

次に証券取引所が定めた規制のうち、東京証券取引所の配当に関する規制について示す。証券取引所の規制は上場廃止につながるものもあり、企業としては何が何でも規制をクリアしようとすると思われるからである。

東京証券取引所は、5年連続して無配で、かつ直近3年間債務超過の状態が継続した場合には上場廃止の基準を充たすとしている<sup>8)</sup>。そのため、企業は上場廃止を避けるために何としても配当を実施しようとすると考えられる。

最後に経営者による自主的規制について示

6) 1986(昭和61)年に改正された、引受証券会社株式引受部長会による「時価発行増資に関する考え方」によれば、時価発行増資を行うに際して、最近事業年度に配当金が額面50円換算で年間1株あたり5円以上必要とされた(新日本証券調査研究センター [1989], 48-55頁)。

7) 1988(昭和63)年の債券引受部長会による「公募普通社債に関する考え方」によれば、企業が公募普通社債を発行する際に、企業の純資産額に応じて直近3年連続で3円から5円以上の配当を行っていることが必要とされた。(新日本証券調査研究センター [1989], 217-222頁)。また「転換社債に関する考え方」によれば、企業が転換社債を発行する際に1株あたり5円以上の配当を行っていることが必要とされた(新日本証券調査研究センター編 [1989], 228-231頁)。

8) 2003(平成15)年4月1日から始まる決算期において、上場廃止の基準から利益配当の基準を撤廃した。これは「今後の事業拡大のために利益配当を行わずに内部留保に努めようとする会社も想定されることから、このような無配政策をとる会社にも上場の途を確保する」(東京証券取引所 [2000], 6頁)という趣旨による。なお、債務超過による上場廃止規制の対象となる財務諸表は2002年度までは個別財務諸表であるが、2003年度からは連結財務諸表となる。

す。先述したように、わが国において企業は安定配当を実施するという傾向にある。この場合、企業は業績が低迷したとしても、可能な限り前年度と同額の、もしくは同業他社と同額の配当を実施しようとする。

なぜなら、減配は人々の注目を集める出来事であり、その理由を取り沙汰されることになりかねないからである。加えて無配への「転落」は「わずかな」配当を支払うための原資すら稼げていないことを表しており、その意味することは重大であるからである（岡部 [1994], 129頁）。このため、わが国企業は配当額の維持に努めようとするのである。

また、減配や無配が経営者に対する評価に悪影響を及ぼすとすれば、経営者は減配しないために可能な限りの策を講じるだろう。中でも無配への転落が脅威であるとすれば、これを何でも阻止しようとするだろう。そのための手法として、繰延税金資産が用いられやすいと考えられるのである。

#### 4. 配当可能利益の限度額に対する繰延税金資産比率

株主に対する配当は、企業が稼得した利益からなされる。しかし、この利益は当期に稼得された利益に限定されない。なぜなら、商法は貸借対照表の純資産額から資本金、法定準備金およびその他の金額を控除して算定された配当可能利益の限度額の範囲内での配当を認めているからである（第290条）。そのため、仮に税引後当期純損失を計上していても、配当可能利益の限度額の範囲内であれば、株主に対して配当を行うことが可能である。この場合、配当可能利益の限度額が配当を行うのに十分確保されていなくてはならない。

先に示したように、わが国企業は一般に利益

の増減に関わりなく前年と同額の配当を実施するという安定配当の傾向が強い。とすれば、配当可能利益の限度額が不足している企業は、不足分を嵩上げするために繰延税金資産を用いるかもしれない。

そこで本章では、銀行・証券・保険業を除く、2000年4月1日から2001年3月31日の期間中（以下、2000年度と称する）に決算日が到来する東京証券取引所第1部上場企業のうち、1株当たり税引後利益を超える1株当たり配当を実施している企業（以下、配当性向100%超企業と称する）、および税引後当期純損失を計上しているのに配当を実施している企業（以下、赤字配当企業と称する）を取り上げ、それら企業の配当可能利益の限度額に対する繰延税金資産の割合を分析する。

配当性向100%超企業、および赤字配当企業を取り上げたのは、繰延税金資産が配当可能利益の限度額を嵩上げするのに用いられているのではないかという疑問があるからである。これら企業が配当を実施する場合、過年度に稼得された留保利益を取り崩す必要がある。そのため、留保利益が配当原資として十分に確保されていない企業にとって、繰延税金資産は配当可能利益の限度額の嵩上げを実施するための道具となるだろう。

なお、配当規制との関連について考察するため、調査は個別財務諸表を対象としている。

東京証券取引所第1部上場企業のうち、配当性向100%超企業、および赤字配当企業の合計数は263社であった。このうち、5社が個別貸借対照表上繰延税金資産を計上していなかったため、調査対象企業から除外した。よって、調査対象企業は258社であった。調査対象企業のうち、配当性向100%超企業は98社、赤字配当企業は160社であった。

#### 4.1 繰延税金資産の取扱い—回収可能性、および繰延税金負債との相殺消去—

繰延税金資産を配当可能利益の限度額の嵩上げに利用する前に、認識した繰延税金資産の回収可能性を確かめなくてはならない。その上で、企業会計審議会 [1998b] 注解 5、および日本公認会計士協会 [1998] 22項は、繰延税金資産について、その回収可能性を超える金額については控除しなければならないとしている。

では、企業は認識した繰延税金資産のうち、どれだけの金額について回収可能性があると考えているのだろうか。以下、繰延税金資産の回収可能性を超える部分を示す評価性引当額を評価性引当額を控除する前の繰延税金資産額で除して繰延税金資産の回収不能率を算定し、それを階層別に分類して図表 4-1 に示した。

調査対象258社について、認識された繰延税金資産のうち、評価性引当額がゼロ、すなわち回収不能率が0%であると考えている企業は217社（全体の84.7%）であった。調査対象企業全体の回収不能率の単純平均値は3.9%であった。このことから、企業は認識した繰延税金資産のほとんどを回収可能であると考えていることがわかる。

図表 4-1 認識された繰延税金資産のうち、企業が回収可能性に懸念があると考えた割合の階層分布

割合	企業数
0%	217
0%超20%以下	27
20%超40%以下	4
40%超60%以下	2
60%超80%以下	4
80%超	4
合計	258

出典 財務省 [2001] より作成した。

次に、回収可能性ありと判断された繰延税金資産のうち、どのくらいの金額が貸借対照表上に計上されているかについて図表 4-2 で示すこととする。

企業会計審議会 [1998a] 第三の 2、および日本公認会計士協会 [1998] 22項は、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債、投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債については、それぞれ相殺して表示することと規定している。ただし、流動資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債、投資その他の資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債とは相殺されない。このため、回収可能性ありと企業が判断した繰延税金資産が全額貸借対照表上に計上されるわけではないのである。

近年の税法は、損金算入限度額を縮小する傾向にあるといえる<sup>9)</sup>。そのため、一時差異は将来の税金費用を減少させると考える将来減算一時

図表 4-2 企業が認識した繰延税金資産のうち貸借対照表に計上された比率

割合	企業数
0%以上20%未満	20
20%以上40%未満	15
40%以上60%未満	27
60%以上80%未満	57
80%以上	139
合計	258

出典 財務省 [2001] より作成した。

9) 1998 (平成10) 年の税制改正で、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という観点から、税法上は賞与引当金と製品保証等引当金が廃止され、貸倒引当金と退職給与引当金は引当金繰入限度額が縮小されることとなった。銀行における不良債権処理問題や、一般企業における退職給付会計適用による退職給付費用の増加を考えれば、今後は将来減算一時差異の発生額が増加していくものと思われる。

差異が増加することとなり、これによって税金を前払いしたと考えて貸借対照表に計上される繰延税金資産の額が増加することとなる。とすれば、繰延税金負債が計上されないことになる。

では、繰延税金負債はどのような場合に生じるのであろうか。一例として、固定資産の圧縮記帳を行った場合について示す。

企業は圧縮記帳の処理方法として、固定資産の帳簿価額は取得原価で計上し、圧縮損相当額を利益処分により圧縮積立金を設定するという方法で処理する。なぜなら、圧縮損を帳簿価額から直接減額する方法だと、取得原価主義を基本とする企業会計の立場からは問題があること、圧縮損を圧縮引当金の設定により処理する方法は、圧縮引当金が留保利益の性質を有しており、商法第287条の2の規定上、引当金に該当せず問題があるとされる。これに対して、帳簿価額を取得原価で計上し、圧縮損相当額については利益、または剰余金の処分により目的積立金としての圧縮積立金を積み立てる方法は、原価主義や商法が予定する引当金計上の論理にも抵触しないため妥当な処理方法であるとされる（中村・成松 [1998], 420-421頁）。

#### 4.2 配当可能利益の限度額と繰延税金資産との関係

本節では、配当可能利益と繰延税金資産との関係について示す。

図表4-3は、調査対象258社の配当可能利益の限度額に対する繰延税金資産の割合を階層別に分類したものである。

2000年度における配当可能利益の限度額に対する繰延税金資産の割合の単純平均は53.5%であった。

配当可能利益の限度額に対する繰延税金資産の割合が100%を超える企業が32社（全体の

図表4-3 配当可能利益の限度額に対する繰延税金資産の比率

割合	企業数
0%以上20%未満	135
20%以上40%未満	56
40%以上60%未満	11
60%以上80%未満	17
80%以上100%未満	7
100%以上	32
合計	258

出典 財務省 [2001] より作成した。

12.4%) 存在した。これらの企業は、繰延税金資産の計上額が配当可能利益の限度額を超過していることを示しており、繰延税金資産の計上額次第では期末配当を実施することが不可能となるおそれがあることを示す。このうち、2期連続で税引後当期純損失を計上した企業が13社存在し、うち1社が民事再生法を申請して事実上倒産した。

では、繰延税金資産の計上によって配当可能利益の限度額が嵩上げされたとしても、このうち実際に期末配当などによって社外流出したのはどのくらいの割合なのだろうか。配当可能利益の限度額に対して企業はどれだけ期末配当を実施したのかを示したのが図表4-4である。

図表4-4によれば、多くの企業における期末配当額は配当可能利益の限度額の20%未満に収まっていることが明らかになった。調査隊小企業の配当可能利益の限度額に占める期末配当額の割合の単純平均値は5.7%であった。

しかし、一部企業では配当可能利益の限度額に占める期末配当の割合が20%を超えている。中には当該割合の50%を超えて期末配当を実施している企業も存在した。これら企業は配当可能利益の限度額を繰延税金資産によって嵩上げすることで、配当原資を確保しているといえよ

図表 4-4 配当可能利益の限度額に占める期末配当支払額の割合

割合	企業数
0% <sup>10)</sup>	4
0%超20%以下	240
20%超40%以下	10
40%超60%未満	3
60%超80%未満	1
80%超	0
合計	258

出典 財務省 [2001] より作成した。

う。

## 5. おわりに

本稿の調査によれば、大多数の企業は認識した繰延税金資産の回収可能性について問題ないと考えていることが明らかになった。そして、認識された繰延税金資産は繰延税金負債と相殺され、相殺後の金額が貸借対照表に計上されて配当可能利益の限度額を押し上げることとなった。こうして繰延税金資産が配当可能利益の限度額を押し上げることとなったが、配当可能利益の限度額に占める期末配当額の割合は総じて低い。しかし、一部企業ではこの割合が高く、これら企業は、繰延税金資産を配当可能利益の確保のために利用していると考えられる。

利益の配当は現金でなされるのが原則である。しかし、先に示したように、繰延税金資産は換価性をもたないし、その内容が不明確で資産性に疑問がある。ゆえに繰延税金資産を配当可能利益の限度額計算に含めることは、多くの配当を求める株主と、債権の担保となる会社財産の確保を求める債権者との利害調整を目的と

10) 中間配当は実施しているものの、期末配当を実施していない企業を示す。

して配当規制を行おうとする商法の趣旨（矢沢 [1981], 117-120頁, 尾崎 [2002], 36頁）からすれば疑問があると思われる。

繰延税金資産について繰延資産と比較しよう。両者は換価性をもたないという点で共通する。特定繰延資産に限って比較すれば、金額が巨額になる可能性があり、濫用のおそれが多いという点で共通するといえる。とすれば、特定繰延資産と同様に繰延税金資産に関しても何らかの配当規制を設ける必要があると思われる<sup>11)</sup>。

## 【参考文献】

- American Institute of Certified Public Accountants [1967], *APB Opinion No.11, Accounting for Income Taxes*, AICPA. (日本公認会計士協会国際委員会訳[1969]『AICPA会計原則総覧』, 日本公認会計士協会)
- Financial Accounting Standards Board [1976], Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their measurement*. FASB. (津守常弘監訳 [1997]『FASB財務会計の諸概念』, 中央経済社)
- Financial Accounting Standards Board [1985], *Statement of Financial Accounting Concept No.6, Elements of Financial Statements*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [1988]『FASB財務会計の諸概念』, 中央経済社)
- Financial Accounting Standards Board [1992], *Statement of Financial Accounting Standard No.109, Accounting for Taxes on Income*, FASB.
- International Accounting Standards Committee [1979], *International Accounting Standard No.12, Accounting for Taxes on Income*, IASC.
- International Accounting Standards Committee [1992], *International Accounting Standard No.12, Accounting for Taxes on Income*, IASC.

11) 1986年から施行されたドイツ新商法典は、個別貸借対照表上に計上された繰延税金資産を配当制限項目として、配当可能利益の限度額計算から除外している(274条)。

- 大蔵省・法務省 [1998] 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」『JICPAジャーナル』第517号, 134-138頁。
- 岡部孝好 [1994] 『会計報告の理論』, 森山書店。
- 尾崎安央 [2002] 「配当可能利益の変容」『企業会計』第54巻第7号, 36-43頁。
- 河本一郎 [1999] 『現代会社法(新訂第8版)』, 商事法務研究会。
- 神田秀樹 [1997] 「商法会計に関する若干の疑問」『商法会計に係る諸問題—商法会計制度研究懇談会委員の論文集—』, 財団法人企業財務制度研究会, 3-13頁。
- 企業会計審議会 [1982] 『企業会計原則注解』, 企業会計審議会。
- 企業会計審議会 [1997] 『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』, 企業会計審議会。
- 企業会計審議会 [1998a] 『税効果会計に係る会計基準』, 企業会計審議会。
- 企業会計審議会 [1998b] 『税効果会計に係る会計基準注解』, 企業会計審議会。
- 岸田雅雄 [1999] 「税効果会計の導入」『税経通信』第54巻第5号, 34-40頁。
- 郡司健 [1994] 「ドイツにおける税効果会計とその現状—企業年次報告書における開示状況を中心として—」『大阪学院大学商学論集』第19巻第3, 4号, 105-122頁。
- 崎田直次 [2001] 「第290条」, 服部榮三編『基本法コンメンタル第七版会社法2』別冊法学セミナー第171号, 152-158頁。
- 末永英男 [2000] 「税効果会計の効果と問題点」『熊本学園商学論集』(熊本学園大学商学会)第7巻第1号, 1-9頁。
- 財務省 [2001] 『有価証券報告書総覧』, 財務省印刷局。
- 新日本証券調査研究センター編 [1989] 『証券ハンドブック第3版』, 東洋経済新報社。
- 全国証券取引所協議会 [2001] 『平成12年度企業業績及び配当の状況—金融・保険業を含む全社集計—』, 平成13年9月28日。<http://www.tse.or.jp/data/examination/dividend-h12.pdf> (2002年5月31日検索)
- 大和総研編 [1998] 『証券ハンドブック1999年版』, 大和総合研究所。
- 田中実・安永正昭 [1987] 「基本原則」, 谷口知平・石田喜久夫編『新版注釈民法(1)』有斐閣, 46-70頁。
- 東京証券取引所 [2000] 『東京証券取引所50年史資料集制度編』, 東京証券取引所。
- 徳賀芳弘 [2000] 「収益費用中心観と資産負債中心観—会計観と会計処理の関係—」, 日本会計研究学会特別委員会『会計基準の動向と基礎概念の研究(中間報告)』, 2000年9月, 120-145頁。
- 徳賀芳弘 [2001] 「資産負債中心観」『企業会計』第53巻第1号, 56-62頁。
- 中田信正 [1999] 『税効果会計詳解』, 中央経済社。
- 中田信正 [2000] 「税効果会計」『企業会計』第52巻第1号, 45-55頁。
- 中村忠・成松洋一 [1998] 『税務会計の基礎—企業会計と法人税—』, 税務経理協会。
- 西山忠範 [1987] 「285条」, 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法(8)株式会社の計算(1)』, 有斐閣, 111-140頁。
- 日本経済新聞社 [2001] 『日経会社情報2001-III夏号』。
- 日本公認会計士協会 [1998] 『個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第十号)』, 日本公認会計士協会。
- 日本公認会計士協会 [1999] 『繰延税金資産の回収可能性に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査委員会報告第六十六号)』, 日本公認会計士協会。
- 平川茂 [2002] 「日本企業の税効果会計に関する調査・分析」『経済論究』(九州大学大学院経済学会)第112号, 131-145頁。
- 広瀬義州・間島進吾編 [2000] 『コンメンタル国際会計基準IV』, 税務経理協会。
- 財務省 [1997] 『株式会社の貸借対照表, 損益計算書, 営業報告書及び附属明細書に関する規則(法務省令第四十二号)』, 財務省。
- 宮上一男・W.フレーリックス監修 [1992] 『現代ドイツ商法典』, 森山書店。
- 宮島司 [1988] 「わが国における税効果会計への対応—商法学者の立場から—」『会計ジャーナル』第20巻第13号, 37-44頁。
- 森脇彬編 [1992] 『日本企業の配当政策』, 中央経済社。
- 諸井勝之助 [1983] 「配当政策における配当率と配当性向」『企業会計』第35巻第12号, 4-10頁。
- 矢沢惇 [1981] 『企業会計法の理論』, 有斐閣。
- 弥永真生 [1999a] 「税効果会計の理論的背景と問題点」『旬刊商事法務』第1522号, 14-19頁。
- 弥永真生 [1999b] 「税効果会計の展望」, 醍醐聰編著『国際会計基準と日本の会計基準』, 中央経済社, 45-57頁。